



資料

- 1 用語解説
- 2 みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画策定委員会規約
- 3 みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会規約
- 4 みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会 委員名簿
- 5 問い合わせ先

1 用語解説

	用語	説明
エ	NPO法人	「NPO(Non Profit Organization)」とは、ボランティア活動をはじめとする社会貢献活動を行なう団体・組織のことで、その収益を団体の構成員に分配することを目的としないことが特徴です。このうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人をNPO法人と呼びます。
カ	介護予防	元気な人が介護の必要な状態にならないように、また、介護が必要な人もできるだけ機能を維持・改善できるようにする、介護保険制度における取組です。チェックリストによる生活機能の測定、体力向上等の介護予防プログラムの実施、講演会などの普及啓発の取組を区役所、地域包括支援センターなどが行なっています。
キ	協働	公的サービスを担う異なる主体が、地域課題や社会的な課題を解決するために、相乗効果をあげながら、新たな仕組みや事業を創りだし、取り組むことをいいます。
コ	個人情報	個人情報保護法に定める「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、その情報により特定の個人を識別することができるものをいう、とされています。具体的には、氏名、生年月日、住所、性別、電話番号、メールアドレス、家族構成、生活記録、写真、映像、思想、信条、宗教、病歴・障がい、意見などが個人情報となります。
	子ども110番の家	子どもが危ないと感じたときにいつでも逃げ込める「家」のことです。子どもの安全を地域住民が守る目的でつくられました。
	コミュニティハウス	地域の方々の生涯学習や身近なふれあい交流の場として、誰でも気軽に利用できるように学校内に設置された施設です。緑区には6か所のコミュニティハウスがあります。
	孤立死	ひとり暮らしをしていて、地域からも孤立し、誰にも看取られず自宅で亡くなること。
	こんにちは赤ちゃん訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を地域の訪問員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うなど、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を 방지、子育て環境の整備を図る事業です。
サ	災害時要援護者支援事業	災害時に避難が困難となる高齢者や障がいのある方、乳幼児や妊産婦などを支援するためには、地域ぐるみでの取組が必要です。地域では「防災ささえあいカード」の整備や見守り、安否確認等の体制づくりや訓練等が行なわれています。緑区役所では、これらの災害時要援護者支援に関する情報提供や研修会の実施、地域の取組への支援等を行っています。

	用語	説明
サ	在宅高齢者支援連絡会	認知症等による徘徊や高齢者虐待など、在宅高齢者を取り巻く諸問題について、情報を共有し、支援を検討するために関係機関の代表者が集まり定期的に開催している連絡会です。
	支えあいネットワーク	地域ケアプラザを事務局として活動するもので、地域の福祉保健活動を実施している団体、グループ、個人等が連携を図ることにより、それぞれの活動の推進とともに、課題の共有から地域課題への取組が進み、支えあいの地域づくりの発展を目指す柔軟なネットワークのことを指します。
	サロン	身近な地域で様々な人が気軽に集える「場」のことを「サロン」と呼びます。自治会館を始め、地域ケアプラザや市民活動支援センター、空き店舗など、地域の様々な場所で開かれています。
シ	自治会	自治会は地域住民相互の連帯感を育て、地域の福祉・環境・防犯・防災等、さまざまな課題に取り組んでいる自主的・民主的な任意組織です。緑区には約120の自治会がありますが、この単位自治会が地区ごとに集まって、11の地区連合自治会が組織されています。
	児童虐待防止連絡会	児童虐待の防止のために、児童福祉・子育て関係機関の相互の連携を強化し、実務者のネットワーク活動を充実させることを目的に設置された連絡会です。児童福祉法に規定される「要保護児童対策地域協議会」として位置づけられています。
	市民活動支援センター	身近な地域における市民活動を支援するため、活動団体やサークル、各種学習講座、イベント、利用施設などの情報の提供、活動拠点として会議室などの場の提供、機材貸出などの業務、市民活動・生涯学習全般に関する相談の受付などを行なう施設で、各区に1か所設置されています。緑区には緑区市民活動支援センター「みどりーむ」があります。
	社会福祉協議会 (地区・区・市)	社会福祉法第109条に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的に国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられる「公共性」という二つの側面を併せ持った組織で、横浜市においては、①社会福祉法人として専任職員と事務局を持つ市社会福祉協議会及び18の区社会福祉協議会、②住民主体の任意団体で、連合町内会エリアで活動する地区社会福祉協議会とがあります。
	主任児童委員	主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生委員・児童委員です。主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して、学校や児童相談所等の関係機関と連絡・調整を行います。
	障害者自立支援協議会	障害者自立支援法に定められ、地域において相談支援事業を適切に実施していくために各市町村で設置された協議会で、相談機能の強化や地域の関係機関でのネットワーク構築を目的としています。

	用語	説明
シ	障がい者 地域活動ホーム	障がい児者の地域生活を支援する拠点施設として、デイサービス事業や余暇活動支援などを実施するとともに、地域住民との交流事業も行っています。緑区には、「みどり地域活動ホームあおぞら」があります。
	食育	様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることで、2005年に食育基本法が制定されました。単なる料理教育ではなく、食に対する心構えや栄養学、伝統的な食文化、食ができるまでの第一次産業などについて学ぶ、総合的な教育のことです。
	食生活等改善推進員 (ヘルスマイト)	福祉保健センターで実施している食生活等改善推進員セミナーを修了し、食生活等改善推進員登録名簿に登録された人が、健康づくりの案内役となり、栄養や運動に関する様々な取組を地域で行っています。地域の人々が健康を保持増進するために、健康づくりの3つの柱「食生活、運動、休養」を基本として、適切な食生活の普及啓発活動等を行い、活力ある地域社会づくりを目指します。
セ	精神障がい者 生活支援センター	地域で生活する精神障がい者の日常生活の支援、相談、地域における交流活動等を行うことにより、精神障がい者の社会復帰、自立及び社会参加の促進を図るための施設です。ソーシャルワーカーなどによる日常生活相談や食事サービス、入浴サービス、生活情報の提供、地域交流活動などを行います。緑区には緑区生活支援センターがあります。
ソ	送迎サービス	通常の交通手段では外出が困難な高齢者や障がいのある方に対し、福祉施設・団体のサービス利用、医療機関や行政機関などへの外出を支援する、地域住民の支えあいによって行われるサービスのことです。
チ	地域アセスメント シート	地域支援を行う上で必要な地域の概況を調査・分析した資料のことです。地域の社会資源を活用するためには、該当する地域の人口や面積などの基本情報だけでなく、地域で連携・協働が期待される企業・団体・個人などの情報や、地域課題などを記載し、支援に係わる職員で共有します。
	地域医療救護拠点	大規模地震等で発生が予測される多数の負傷者に対応するため、発災から3日間程度の応急医療を行う救護所として、地域医療救護拠点が設置されます。医薬品、医療資機材を備蓄し、災害時には医師会の協力により、医療救護隊が編成され、医師・看護師などが応急医療を行います。緑区には7か所の地域防災拠点が地域医療救護拠点として指定されています。

	用語	説明
チ	地域ケアプラザ	市民の誰もが住み慣れた地域において健康で安心してくらするよう、地域福祉・保健活動を支援し、福祉保健サービス等を身近な場所で総合的に提供する施設です。地域ケアプラザでは、地域活動交流事業や介護保険に係る通所系サービス事業等を実施するとともに、地域包括支援センターも設置され、地域での福祉保健の総合的な相談調整機能も担っています。緑区には6か所の地域ケアプラザがあります。
	地域子育て支援拠点	就学前の子どもとその保護者が遊び、交流するスペースの提供や、子育て相談、子育て情報の提供などを行なう子育て支援の拠点で、各区に1か所、整備された施設です。緑区には緑区地域子育て支援拠点「いっぽ」があります。
	地域福祉 コーディネーター	地域の課題やニーズを発見し、受け止め、地域の資源(情報・人・場所など)をつないでいく、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人です。地域ケアプラザの地域交流部門には「コーディネーター」が配置されています。
	地域包括支援センター	介護保険法に基づき設置された機関で、高齢者が自分の住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるように支援する、身近な総合窓口です。緑区では地域ケアプラザと特別養護老人ホーム「ふじ寿か園」に設置されています。
	地域防災拠点	地震による家屋の倒壊や、洪水による家屋の浸水などにより自宅に戻ることができない場合に、一定期間避難生活を送る場所(震災時避難場所)です。防災備蓄庫の設置、防災資機材・食料などの備蓄、被害情報などの情報受伝達手段としての専用携帯電話などが備えてあります。緑区では現在22か所の小学校及び中学校が地域防災拠点として指定されており、地域・学校・行政で組織された運営委員会が拠点の管理運営を行っています。
	地区社会福祉協議会	地区社会福祉協議会(地区社協)は、地域住民に最も身近な社会福祉協議会として、地域の方々が、「自分たちの地域は自分たちでよくしていこう」という気持ちで組織された任意団体です。それぞれの地区社協は、自治会や民生委員・児童委員、保健活動推進員、当事者組織などが会員となり構成され、地域に応じた活動を行なっています。
	地区センター	地域の住民が自らの生活環境の向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、講演会、研修会、サークル活動などを通じて相互交流を深めることを目的とした施設です。地区センターで行なわれる様々な活動をきっかけに、地域コミュニティの醸成や地域の連携を図り、幼児からお年寄りまでの幅広い層の市民が気軽に利用できます。緑区には4か所の地区センターがあります。
ト	当事者団体	同じ、または類似の福祉保健の課題をもつ人が集まった団体・グループを指します。

	用語	説明
ト	特定健康診査 (特定健診)	0歳から74歳の加入者を対象に医療保険者が行なう健康診査です。内臓脂肪型肥満を見つけるための腹囲測定や心臓病や脳卒中などの危険因子を判定するのに効果的なLDLコレステロール検査などを行うことで、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)を早期に発見し、健康の維持や疾患の予防につなげます。
	特別支援学校	盲・ろう・養護学校が平成19年4月の学校教育法改正によって「特別支援学校」に一本化されました。盲部門、ろう部門、肢体不自由部門など、学校ごとに、主として教育を行う障がい種が決められています。また、特別支援学校に在籍する幼児・児童・生徒に教育を施すだけでなく、地域の幼稚園、小・中・高等学校に在籍する幼児児童生徒の教育に関する助言・支援などの「センター的機能」も担うように定義されています。
	特別避難場所	地域の小学校等に設置された地域防災拠点(災害時避難場所)での避難生活が困難な高齢者や体の不自由な方のための避難場所です。地域ケアプラザ等の社会福祉施設等を特別避難場所として指定し、食料等の備蓄を行っています。災害時には、施設の受け入れ態勢を確認後、援護の必要性が高い人の受け入れを区役所が施設に要請します。
ニ	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講後、認知症について正しく理解し、認知症の人と家族を温かく見守ることのできる応援者として活動している方々です。なお、認知症サポーターを養成する講師として「キャラバンメイト」の活動があります。
ハ	徘徊高齢者 SOSネットワーク	認知症で徘徊の可能性のある方を事前に区役所へ登録していただくことにより、行方不明になった場合にできるだけ早く発見・保護できるように協力する仕組みです。区役所・警察署・地域ケアプラザ等で情報が共有化され、発見と保護が迅速かつ適切に行えるようになります。
	配食ボランティア	毎日の食事に支障のある方、食事の調整が困難な方に、栄養バランスのとれた調整済み手作り給食を届ける活動をするボランティアです。
フ	福祉保健活動拠点	市民の誰もが日常的に相互に支えあい、住み慣れたところで安心して自立した生活が続けられる地域社会の実現に資するために設置された施設で、市民の自主的な福祉活動又は保健活動のための施設の提供と、福祉・保健活動の担い手であるボランティアの育成・支援を実施しています。緑区には複合施設「ハーモニーみどり」内に緑区福祉保健活動拠点があります。
ホ	防災ささえあいカード	災害発生直後の、住民や要援護者の安否確認・救出救護・避難誘導が、地域の助け合いのもとで円滑に行なえるよう、あらかじめ災害時要援護者の情報を把握するために記録を行なうカードです。緑区では平成21年度まで、手上げ方式による「防災ささえあいカード」の整備に取り組んできました。

	用語	説明
ホ	保健活動推進員	横浜市保健活動推進員規則により設置され、市長から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員です。地域の健康づくりの推進役、行政の健康づくり施策のパートナー役として、区福祉保健センターや地域の団体等と連携して、禁煙啓発活動、町ぐるみ健康づくり支援事業、各種の健康づくり教室など、健康づくりに関するさまざまな活動を行っています。
	ボランティア	自発的、主体的に社会貢献活動を行う個人のことをいいます。
	ボランティアセンター	ボランティアに関する情報の収集、相談対応とコーディネート、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として、区社協に設置されています。また、緑区には、より身近な地域で気軽に相談ができるよう、地区社協が運営する地域ボランティア相談室(地区ボランティアセンター)が3か所あります。
ミ	民生委員・児童委員	民生委員は民生委員法で設置が規定され、児童福祉法で児童委員を兼務する、厚生労働大臣から委嘱を受けた非常勤特別職の地方公務員です。民生委員としては、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努め、また、児童委員としては、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行っています。またそのような特性を活かし、地域において支援を必要とする人を早期に発見し、関係機関につなぐパイプ役としての役割と、地域福祉活動を進めるためのネットワークをつくるコーディネーター役としての役割を持っています。緑区では約210名の民生委員・児童委員が地域で幅広い活動を行っています。
ユ	夢みどり50プラン	緑区制40周年を期に、緑区内の全市立小中学校の代表児童生徒による「夢みどり子ども会議」の検討を経て策定された、10年後の緑区像をまとめたプランです。
ヨ	横浜子育てサポートシステム	地域における子育て支援の推進を図るとともに、子育て中の働く人が仕事と育児を両立できる環境を整備することを目的に、子育ての援助を受けたい者と子育ての援助を提供したい者が会員として登録し、会員同士の信頼関係のもとに、会員相互による子育ての援助を行うシステムです。市社協や区社協、NPO法人が事務局として事業を行っています。
ロ	老人クラブ	高齢者の福祉を図ることを目的とし、知識と経験を活かして生きがいと健康づくりのための活動を地域で行っている、概ね60歳以上の会員のクラブです。緑区には約80の老人クラブがあります。
	老人福祉センター	高齢者が健康で明るい生活を楽しむために各区1か所に設置された施設です。大広間で仲間とくつろいだり、健康の相談をしたり、趣味の教室を受講して教養を高めたりなど、生きがいづくりに利用できます。緑区には緑ほのぼの荘があります。

2 みどりのわ・ささえ愛プラン地区別計画策定委員会規約

「みどりのわ・ささえ愛プラン」地区別計画策定委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」において、平成23年度から実施する地区別計画(以下「地区別計画」という。)の策定と推進を目的に設置する「みどりのわ・ささえ愛プラン」地区別計画策定委員会(以下「委員会」という。)に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 地区別計画とは、「みどりのわ・ささえ愛プラン」の「基本目標」等に沿って、日常生活に連動した課題などに対する地区の取り組みをまとめたものをいう。

(所掌事務)

第3条 委員会は、地区別計画の策定と推進のために、次に掲げる事項を協議する。

- (1)地区別計画の内容について
- (2)地区別計画推進のための方策について
- (3)その他地区別計画に関すること

(組織)

第4条 委員会は、緑区内11 連合自治会・地区社会福祉協議会ごとに設置する。

- 2 委員会は原則として20 人以内をもって組織する。
- 3 委員は、連合自治会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、保健活動推進員、地域の活動団体からの代表及び公募等、地区の実情に合わせて選出する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成23年3月31日までとする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び連絡担当者)

第6条 委員会には委員長及び連絡担当者を置く。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会議の議長となる。
- 3 連絡担当者は地区別計画策定連絡会に出席し、情報交換を行うとともに委員会へ情報を伝達する。

(会議)

第7条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(守秘義務)

第8条 地区別計画策定委員は、委員会を通して知り得た個人の情報等には万全の注意を払うとともに、それを漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

3 みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会規約

緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会規約

(目的)

第1条 この規約は、緑区地域福祉保健計画・緑区地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」(以下、「計画」という。)の推進を目的に設置する緑区地域福祉保健計画・地域福祉活動計画「みどりのわ・ささえ愛プラン」推進策定委員会(「みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会」と呼称し、以下「推進策定委員会」という。)に必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 推進策定委員会は、緑区地域福祉保健推進会議の専門部会として、次に掲げる事項を協議する。

(1)現計画について

- ア 計画の進行管理と評価に関すること
- イ 計画実践の支援に関すること
- ウ その他計画推進に関すること

(2)次期計画について

ア 計画の策定に関すること

(組織)

第3条 推進策定委員会は25人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者、福祉保健活動団体・事業者からの代表及び一般区民の中から区長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が任期の途中で交代した場合、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。また副委員長は委員長の指名によって定める。

2 委員長は、推進策定委員会を代表し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進策定委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、第1回推進委員会は区長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席により成立する。

(分科会)

第7条 推進策定委員会は、具体的な計画の推進や課題の検討などを行うため、分科会を設置することができる。

(守秘義務)

第8条 推進策定委員会委員及び分科会員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 推進策定委員会にかかる庶務は、緑区役所福祉保健課及び緑区社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、推進策定委員会に関し必要な事項は、委員長が推進策定委員会に諮って定める。

4 みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会 委員名簿

<みどりのわ・ささえ愛プラン推進策定委員会 委員名簿> (平成23年3月1日現在)

委員氏名	所属団体	
村井 祐一	田園調布学園大学	委員長
柳下 利一	緑区連合自治会長会	副委員長
松岡 美子	NPO法人グリーンママ	副委員長
市木 智子	緑区心身障害児者団体連絡協議会	
松浦 正義	新治西部地区民生委員	
中島 光明	緑区市民活動支援センター自主事業部会	
吉田 英二	東本郷地区社会福祉協議会	
鈴木 正二	白山地区社会福祉協議会	
小林 伸子	霧が丘地域ケアプラザ	
長嶋 昭美	公募委員	

5 問い合わせ先

「第2期みどりのわ・ささえ愛プラン」に関する主な問い合わせ先は以下のとおりです。

	名 称	電話番号(045)	主な業務内容
緑区役所	総務課	930-2206～08	防災、災害時要援護者支援 等
	区政推進課	930-2227～28	主要事業の企画・調整 等
	地域振興課	930-2232～33	自治会活動、市民活動、夢みどり50プラン、地域課題チャレンジ提案事業、防犯、交通安全運動 等
	福祉保健課	930-2204～05	みどりのわ・ささえ愛プランの推進、地域ケアプラザの運営・管理、民生委員・児童委員、健康づくり事業、感染症対策 等
	高齢・障害支援課	930-2311～17	介護予防、認知症予防、障がい者支援、難病患者支援、介護保険、老人クラブ 等
	こども家庭支援課	930-2332・2361	子育て支援・相談、母子保健、障がい児支援、保育園等
地域ケアプラザ・地域包括支援センター	東本郷地域ケアプラザ (東本郷 5-5-6)	471-0661	【地域ケアプラザ】 <ul style="list-style-type: none"> ●福祉保健等の相談 ●地域活動交流(自主事業) ●多目的ホール等の会議室の貸し出し ●ボランティア活動への支援 ●プラン地区別計画の推進 等 【地域包括支援センター】 <ul style="list-style-type: none"> ●福祉保健の相談 ●高齢者の介護や権利擁護 ●介護予防事業 等
	鴨居地域ケアプラザ (鴨居 5-29-8)	930-1122	
	中山地域ケアプラザ (中山町 413-4)	935-5694	
	十日市場地域ケアプラザ (十日市場町 825-1)	985-6321	
	霧が丘地域ケアプラザ (霧が丘 3-23)	920-0666	
	長津田地域ケアプラザ (長津田 2-11-2)	981-7755	
	特別養護老人ホーム ふじ寿か園 (地域包括支援センター) (西八朔町 773-2)	931-1187	
区社協・拠点等	緑区社会福祉協議会 (中山町 413-4)	931-2478	社協活動支援、送迎サービス事業、あんしんセンター(権利擁護)事業、子育て・障がい児者・高齢者支援、ボランティア活動の推進、福祉教育、善意銀行、緑いきいき助成金事業、福祉関係団体事務 等
	緑区福祉保健活動拠点	931-2478	団体交流室等の利用、ボランティア支援
	ボランティア相談コーナー	935-7807	ボランティア登録、相談
	緑区地域子育て支援拠点 いっぱ (十日市場町 817-8)	989-5850	子育て情報の提供、交流事業、子育て相談、人材育成、ネットワークづくり 等
	みどり地域活動ホーム あおぞら (中山町 1154-1)	929-2566	障がいのある方の日中活動事業、相談支援、余暇支援、地域交流 等
	緑区生活支援センター (中山町 1154-1)	929-2800	精神障がいのある方への日常生活の支援、仲間づくり、地域交流 等
緑区市民活動支援センター みどりーむ(寺山町 100-1)	938-0631	地域活動・市民活動の支援、講座・イベント情報の提供、会議室の利用、ボランティア活動 等	

第2期 緑区地域福祉保健計画
「みどりのわ・ささえ愛プラン」

編集・発行

横浜市緑区役所 福祉保健課 事業企画担当

〒226-0013 横浜市緑区寺山町 118
電話:045-930-2304 FAX:045-930-2355
mail…md-fukuhoplan@city.yokohama.jp
URL…<http://www.city.yokohama.lg.jp/midori/>

社会福祉法人 横浜市緑区社会福祉協議会

〒226-0011 横浜市緑区中山町 413-4
電話:045-931-2478 FAX:045-934-4355
mail…info@midori-shakyo.jp
URL…<http://www.midori-shakyo.jp/>